

入会規約

第1条(目的)

- FitnessUniversity（以下「本クラブ」といいます。）は、会員（本会則第3条所定の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。）が本クラブの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第2条(入会資格)

1. 本クラブに入会できる方は、本会則第3条所定の手続を経て本クラブと契約を締結し、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
2. 暴力団構成員、反社会的な活動に関わる方、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条(入会手続)

1. 本クラブに入会する方は所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
2. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

第4条(届出内容変更手続)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第5条(個人情報保護)

- 本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブの運営以外には利用いたしません。法的な手続を経た公的機関からの情報提供依頼があった場合はこの限りではありません。

第6条(会費等の支払)

- 会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費や各サービスについて、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第7条(休会)

- 会員は、各月の20日（20日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、20日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

第8条(退会)

- 会員は、各月の20日（20日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。退会には電話等口頭ではなく、会員の所属するFitnessUniversityの所在地にて事務手続きを行う必要があります。20日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第9条(施設の廃止・利用制限等)

1. 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
 - i. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。

- ii. 施設の改造または補修工事実施のとき。
 - iii. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - iv. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
 - v. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
2. 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、会員はこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。
 3. 各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

第9条(会員の利用及び事故)

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第10条(会員の損害賠償責任)

- 会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第11条(諸規則の遵守)

- 会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従うものとします。

第12条(会則の改正)

- 原則として本クラブは必要に応じて、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第13条(諸費用の改定)

- 本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。

第14条(附則)

- 本規約は2018年5月28日より施行します。